

外来腫瘍化学療法診療料1に係る掲示

当院では、患者様が安心して外来で化学療法を受けていただけるよう、以下の通り「外来腫瘍化学療法診療料1」の施設基準を満たす体制を整えております。

1. 専門スタッフの常駐と24時間相談体制

専任の医師、看護師、または薬剤師を院内に常時1名以上配置し、本診療料を算定されている患者様からの緊急の相談(副作用や体調変化等)に対して、電話等により24時間対応できる連絡体制を整備しています。

2. 緊急時の入院体制の確保

副作用の発現や急変時など、緊急に治療や処置が必要と判断された場合に、速やかに入院できる体制を確保しています。

3. 化学療法レジメンの適正管理

実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を、多職種(医師、看護師、薬剤師等)で構成される委員会において評価・承認し、安全な薬物療法を提供しています。